

連れ去られた子どもを取り返す・日本国内編(テキスト版)

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、ご自身の夫又は妻(すなわち配偶者)によって、勝手に、お子さんが連れ去られてしまった、という場合に、どうやって取り返すか、というお話を致します。

ところで、ハーグ条約というのをご存知の方もいらっしゃると思います。

ハーグ条約というのは、2014年に日本が加盟した条約で、非常に簡単に言えば、夫婦の一方が、お子さんを、相手方、すなわち配偶者の同意なく連れ去って別の国に行ってしまった場合、加盟国の間では、原則として、もと住んでいた国に戻しなさいという命令なり手続をしましょうというものです。

ただ、このハーグ条約というのは、あくまでも国を跨がった時の話であって、日本国内で連れ去りが行われた場合には、直接は関係がないのです。

では、日本国内で、連れ去りが行われた、例えば、自分の同意なく、配偶者が子どもを連れて実家に行ってしまったというような場合に、どうするかということになります。

そもそも誘拐じゃないの、とお考えの方もおられるかもしれませんが、同居していた夫婦の一方が、他方の同意なく、お子さんを連れ去るのは、原則としては誘拐ではない、すなわち違法ではないと、日本の最高裁判所が判断しております。

しかし、相手方とお子さんが実家にいるというように、どこにいるのか分かっている場合には、家庭裁判所に、審判前保全処分というものを申し立てることが考えられます。これは極力早く申し立てる必要があります。

※もっとも、全く居所が分からないということであれば、事故の可能性もありますので、警察に相談する必要もあると思います。

審判前保全処分を申し立てると、裁判所が、早急に審理をして、1ヵ月程度で、暫定的に、決定を行います。この決定は、お子さんの監護権者を暫定的にどちらかの当事者に仮に定めるという内容と、暫定的に、お子さんを引き渡せ、という内容になります。

その上で、本案審判といって、監護者指定・子の引渡し審判というものを申し立て、どちらが監護者となるべきかについて本格的な審理を行うことになります。

ただ、ここで注意しないといけないのは、裁判所としても、審判前保全処分の決定の内容と、本案審判の内容が矛盾すると、お子さんが行ったり来たりすることになってしまうので、はあまり良くないと考えているようです。

ですので、「連れ去られた、すぐ審判前保全処分を取り返せる」、というのではなく、審判前保全処分を申し立てるにしても、本案審判でも勝訴できるある程度の見込みがあった方がよいと思います。

では、話が戻りまして、どのような場合に、こちらが監護権者となって、お子さんの引き渡しが認められるか、ということですが、これは基本的には離婚の際にどちらが親権者となるかという親権者指定の基準と同じと考えられます。

それについては別の動画を作成しておりますので、そちらを是非ご覧ください。

また、ハーグ条約については、改めて別の機会でお話をさせていただきたいと思います。